

ひとり親世帯臨時特別給付金の申請受付を開始します

国が定める全国一律の制度に基づき給付する「ひとり親世帯臨時特別給付金」*の申請について、本日、**8月11日から受付を開始**します。

この給付金は、新型コロナウイルス感染症の影響により、ひとり親家庭において特に大きな困難が心身等に生じていることを踏まえ給付するものです。

※ 横浜市独自のひとり親世帯等への臨時特別給付金（2万円）とは、別に給付するものです。

1 給付金について

(1) 給付対象者

市内在住のひとり親世帯のうち、令和2年6月分の児童扶養手当の受給資格者*であって、以下のいずれかに該当する方

※ 受給資格者とは、児童扶養手当の資格要件に該当する方で、児童扶養手当の申請を行っていない方も含みます。

対象者A	令和2年6月分の児童扶養手当の支給を受けている方
対象者B	公的年金等の受給により児童扶養手当の支給を受けていない方 (児童扶養手当の支給制限限度額を下回る方に限ります。)
対象者C	新型コロナウイルス感染症の影響で、児童扶養手当受給水準まで収入が減少した方

(2) 給付額

①基本給付

1世帯あたり5万円（第2子以降は1人につき3万円）

②追加給付

1世帯あたり5万円（上記、対象者A・Bのうち感染症の影響により収入が大きく減少した方）

2 申請手続きについて

(1) 基本給付

①対象者A

申請は不要です。給付金に関するお知らせをお送りします。（8月13日発送予定）

②対象者BとC

申請が必要です。

(2) 追加給付（対象者AとB）

申請が必要です。

児童扶養手当の認定を受けている方には、申請書等を同封したお知らせをお送りします。
(8月13日発送予定)

- 申請書のダウンロードや手続きに関する詳細な内容については、以下の横浜市ホームページに掲載しています。

URL：<https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/kosodate-kyoiku/oyakokenko/hitorioya/20200707h-kyufu.html>

(3) 申請期間

令和2年8月11日(火)から令和3年2月26日(金)まで

※申請は郵送でのみ受付します。(消印は有効になりません。)

3 給付金に関するお問合せ先

TEL: 0120-694281

FAX: 045-641-8424

(平日9:00~17:00〔祝日を除く])

お問合せ先	
こども青少年局こども家庭課長	奥津 正仁 Tel 045-671-2364